

# 沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱

平成29年3月29日制定

## (通則)

第1条 沖縄県離島患者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県内の離島における医療提供体制を踏まえ、別表1に掲げる有人離島が所在する市町村（以下「対象市町村」という。）が、居住する離島において必要とする医療を受けることができないため、居住する離島から沖縄本島、宮古島市又は石垣市の医療施設（以下「島外医療施設」という。）に通院する別表2に掲げる離島患者等に対し、その通院に要する経費の全部又は一部を助成するために必要な経費を支援することによって、離島患者等の経済的負担を軽減し、良質かつ適切な医療を受ける機会を確保することを目的とする。

## (交付の対象)

第3条 この補助金は、対象市町村が、離島患者等に対し別表3に定める補助対象とする通院に係る航路運賃、航空運賃及び宿泊費（以下「通院費」という。）の全部又は一部を助成するために実施する事業（別途国の負担又は補助を得て実施する事業を除く。以下「補助事業」という。）に対し、交付するものとする。

## (補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、当該補助の対象とする通院に適用される別表4に定める基準額と当該通院費に係る対象市町村の助成額（当該額が通院費の額を超える時は、通院費の額とする。）を、通院費の種別毎に比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を年度を通じて合計した額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以内の額とする。

2 前2条の規定に関わらず、知事が別で定める事項については、別途、交付額を算定し、前項の交付額に加算することができる。

## (交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする対象市町村の長（以下「市町村長」という。）は、沖縄県離島患者等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提

出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、沖縄県離島患者等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際し、必要な条件を付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 市町村長は、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 市町村長は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ沖縄県離島患者等支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定に基づき変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 市町村長は補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県離島患者等支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実施状況報告)

第10条 市町村長は、上半期（9月末まで）の補助事業の実施状況について、その年度の10月20日までに沖縄県離島患者等支援事業補助金事業上半期実施状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、適宜、補助事業の実施状況について市町村長に対して報告を求めることができるものとする。

(補助事業の完了)

第11条 補助事業は、対象市町村が離島患者等に対して助成を行った時点をもって完了とする。

(補助事業の実績報告)

第12条 市町村長は、補助事業が完了したときはその日から起算して20日を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県離島患者等支援事業補助金事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合には、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県離島患者等支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県離島患者等支援事業補助金返還命令通知書（様式第8号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 この補助金は、知事が必要であると認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払いできるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、沖縄県離島患者等支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 対象市町村が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 対象市町村が、補助金を補助事業以外の目的に使用した場合

(3) 対象市町村が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項

の規定を準用する。

- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 本条前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第16条 市町村長は、補助事業に係る会計帳簿を整え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を前項の会計帳簿とともに事業の完了した日(第9条の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

(事業効果の検証等)

第17条 市町村長は、毎年度、補助事業の実施結果に基づいて、事業効果の検証を行い、知事が定める日までに知事に報告することとする。

- 2 知事は、前項の検証結果を踏まえ、必要に応じて、補助金に係る内容の見直しを行うこととする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1(第2条関係)

以下の37有人離島を有する18市町村を交付の対象とする。

NO	市町村名	有人離島名
1	本部町	①水納島
2	伊江村	②伊江島
3	伊平屋村	③伊平屋島、④野甫島
4	伊是名村	⑤伊是名島
5	うるま市	⑥津堅島
6	南城市	⑦久高島
7	渡嘉敷村	⑧渡嘉敷島
8	座間味村	⑨座間味島、⑩阿嘉島、⑪慶留間島
9	粟国村	⑫粟国島
10	渡名喜村	⑬渡名喜島
11	南大東村	⑭南大東島
12	北大東村	⑮北大東島
13	久米島町	⑯久米島、⑰奥武島
14	宮古島市	⑱宮古島、⑲池間島、⑳来間島、㉑伊良部島、㉒下地島、 ㉓大神島
15	多良間村	㉔多良間島、㉕水納島
16	石垣市	㉖石垣島
17	竹富町	㉗竹富島、㉘西表島、㉙由布島、㉚鳩間島、㉛小浜島、 ㉜黒島、㉝新城島(上地)、㉞新城島(下地)、 ㉟嘉弥真島、㊱波照間島
18	与那国町	㊲与那国島

別表2(第2条関係)

NO	離島患者等	定義
1	特定不妊治療を受ける夫婦	沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、沖縄県知事から特定不妊治療費助成事業承認決定通知書により通知を受けた申請者及びその配偶者。
2	妊産婦	母子保健法における妊産婦であって、同法に基づき市町村長に妊娠の届出を行い、市町村から母子健康手帳の交付を受けた者。
3	がん患者	がん(悪性腫瘍、悪性新生物等)と診断された者。
4	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。 (ただし、予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された者を除く。)
5	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者。
6	指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する特定医療費(指定難病)受給者証を有する者。
7	特定疾患患者	平成13年3月29日付け健疾発第22号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に基づき沖縄県知事が交付する特定疾患医療受給者証を有する者。
8	上記1から7までの付添人1名	上記1から7までの離島患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他離島患者等を現に監護する者であって、その島外医療施設への通院に同行し、支援する者。 なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、市町村が付き添いを要すると認めるものに限り、1名までを対象とする。

別表3(第3条関係)

NO	離島患者等	補助対象とする通院
1	特定不妊治療を受ける夫婦	沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく指定医療機関である島外医療施設への、特定不妊治療を受けるための通院。
2	妊産婦	島外医療施設への、母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後1ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院。 なお、久米島町、宮古医療圏及び八重山医療圏から沖縄本島の医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見を付すること。
3	がん患者	島外医療施設への、がん治療を受けるための通院。 なお、宮古医療圏及び八重山医療圏から沖縄本島の医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見を付すること。
4	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	島外医療施設への、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院。
5	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療施設への、小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院。 なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見を付すること。
6	指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である島外医療施設への、指定難病に係る治療を受けるための通院。 なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見を付すること。
7	特定疾患患者	沖縄県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関である島外医療施設への、特定疾患に係る治療を受けるための通院。 なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見を付すること。

別表4(第4条関係)

1 基準額

NO	通院費種別	基準額
1	航路運賃	「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書」等に基づき事業者が定める離島住民向け運賃の8割相当額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
2	航空運賃	航路運賃と同じ。
3	宿泊費	1泊あたり5,000円とし、これに補助対象とする通院に係る必要最低限の宿泊数を乗じて得た額。

注1)付添人の基準額は、付添い対象の離島患者等に準ずる。



# 沖縄県離島患者等支援事業補助金第4条第2項に基づき知事が別に定める事項

令和2年5月8日

## 1 対象市町村及び離島

沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱の別表1に定める市町村及び有人離島

## 2 離島患者等に係る定義

沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱の別表2に以下を追加する。

離島患者等	定義
新型コロナウイルス感染症患者等	新型コロナウイルス感染症と診断された者及び新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受ける者。
上記の付添人1名	上記の離島患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他離島患者等を現に監護する者であって、その島外医療施設への通院に同行し、支援する者。 なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、市町村が付き添いを要すると認めるものに限り、1名までを対象とする。

## 3 補助対象となる通院

沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱の別表3に以下を追加する。

離島患者等	補助対象となる通院
新型コロナウイルス感染症患者等	島外医療施設への、新型コロナウイルス感染症に係る検査及び治療を受けるための通院

## 4 基準額

当該通院費に係る対象市町村の助成額

## 5 補助金の算定方法

基準額に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

## 6 対象期間

令和2年4月1日から知事が別に定める日までとする。